2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供」でＡ又はＢ等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑺　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険
⑻　入札に参加しようとする者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。入札に参加した者が、誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑼　この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
⑽　プライバシーマーク付与認定、ＩＳＯ／ＩＥＣ27001認証（国際規格）、ＪＩＳ　Ｑ27001認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。
⑾　過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
⑿　その他予算決算および会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒894―0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地　国立療養所奄美和光園会計班長　岩橋　竜一　電話0997―52―6311　内線327
⑵　入札説明会の日時及び場所
令和５年４月17日13時30分
令和５年４月21日13時30分
国立療養所奄美和光園管理棟会議室（質問等はメール、電話等にて随時対応）
⑶　競争参加資格確認関係書類等の提出期限　令和５年６月１日17時00分
⑷　入札書の提出期限　令和５年６月２日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和５年６月５日11時00分　国立療養所奄美和光園管理棟会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した製品を履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Senokuchi Masumi, Director, Administration Department, National Sanatrium Amami-Wakouen
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the servics to be required : Medical Ordering system, 1 set
⑷　Services period : From a contract day to December 28, 2023
⑸　Services place : National Sanatorium Amami-Wakouen
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③Have Grade “A” or “B” on “offer of service” in the Kyushu-Okinawa Area in teams of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024 ④Prove to have no false statement in tendering documents ⑤Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ⑥Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract ⑦Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order ;
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00 June 2, 2023
⑻　Contact point for the notice : Iwahashi Ryuuichi, Director, Accounting Division, National Sanatorium Amami-Wakouen, 1700, Nazewakou-cho, Amami-shi, Kagoshima-ken 894―0007, Japan. TEL 0997―52―6311 ext. 327

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年４月11日
支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
坂内　啓二
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　農林水産統計システムの作物統計調査集計プログラム修正業務一式（電子入札方式対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から令和６年３月15日。
⑸　履行場所　入札説明書及び仕様書による。
⑹　入札方法　落札者の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。